

令和2年度

小郡市水防計画

小 郡 市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防の責任	1
第3節 水防計画の概要	1
第4節 水防事務の処理	1
第5節 水防計画の策定、変更	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防組織の構成	2
第2節 水防本部員の召集	2
第3節 小郡市水防対策準備室の設置	4
第4節 小郡市水防警戒本部の設置	4
第5節 避難所の開設	6
第6節 小郡市水防本部の設置	7
第3章 水防活動	15
第1節 河川等の巡視及び報告	15
第2節 水防警報等の発令	15
第3節 水防信号及び水防標識	17
第4節 避難勧告等の発令	18
第5節 市内協力団体との連携	19
第6節 水位の確認及び雨量の通報	19
第7節 水防活動報告	20
第8節 公共施設の被害状況報告	20
第4章 水防資機材等	21
第1節 水防倉庫及び水防資機材	21
第2節 水防資機材の調達	21
第5章 水防訓練	21
第1節 水防訓練の実施	21

別 紙

1	指定避難所一覧	2 2
2	災害危険箇所一覧	2 3
3	重要水防箇所	2 5
4	水防班員の水防受け持ち区域	2 7
5	水防活動実施報告書	2 8
6	水防資機材等の備蓄状況	2 9
7	災害時における物資供給の協力に関する協定の締結先	3 1

資 料

1－1	水害時の水防対策に関する基本協定書	3 5
	【小郡市環境保全協議会】	
1－2	土砂集積場等一覧	3 6
1－3	水防連絡系統図	3 7
2－1	水害時の水防対策に関する基本協定書	3 8
	【(一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会】	
2－2	土砂集積場等一覧	4 0
2－3	建設業協会水防連絡系統図	4 1
3	小郡市区長会名簿	4 2
4	自主防災組織代表者名簿	4 3
5	水門樋門等の管理	4 4
6	ため池管理者一覧表	4 4

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定に基づき、市内における河川・湖沼又はため池の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任

1. 市の水防責任（法第3条）

市は、指定管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 県の水防責任（法第3条の6）

県は、県内における指定管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第3節 水防計画の概要

この水防計画は、市内の河川等における水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送等、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、その他関係機関における協力、応援並びに水防に必要な資機材及び施設の整備等の実施要領を示したものである。

第4節 水防事務の処理

指定管理団体の水防管理者は、洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、法第16条による水防警報の通知を受けた時から洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第5節 水防計画の策定、変更

指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、防災会議に諮らなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく県知事に届け出なければならない。

県水防本部	県水防地方本部	指定管理団体	水防管理者	水防団
福岡県	久留米県土整備事務所	小郡市	小郡市長	小郡市消防団

第2章 水防組織

第1節 水防組織の構成

指定管理団体は、水防事務の円滑な執行を図るため、県水防本部、県水防地方本部等の関係機関との正確かつ迅速な連携を行い、的確な水防活動の実施に資するものとし、水防に関する連絡系統は次頁のとおりとする。

また、水災の発生の際には、常勤体制から非常配置体制への迅速な移行を行うとともに、水防事態に即応した円滑かつ的確な水防活動を確保するため、小郡市水防本部の非常配置体制を、水防対策準備室、水防警戒本部、水防本部の三段階（以下「水防本部等」という。）に分けて配備する。

第2節 水防本部員の召集

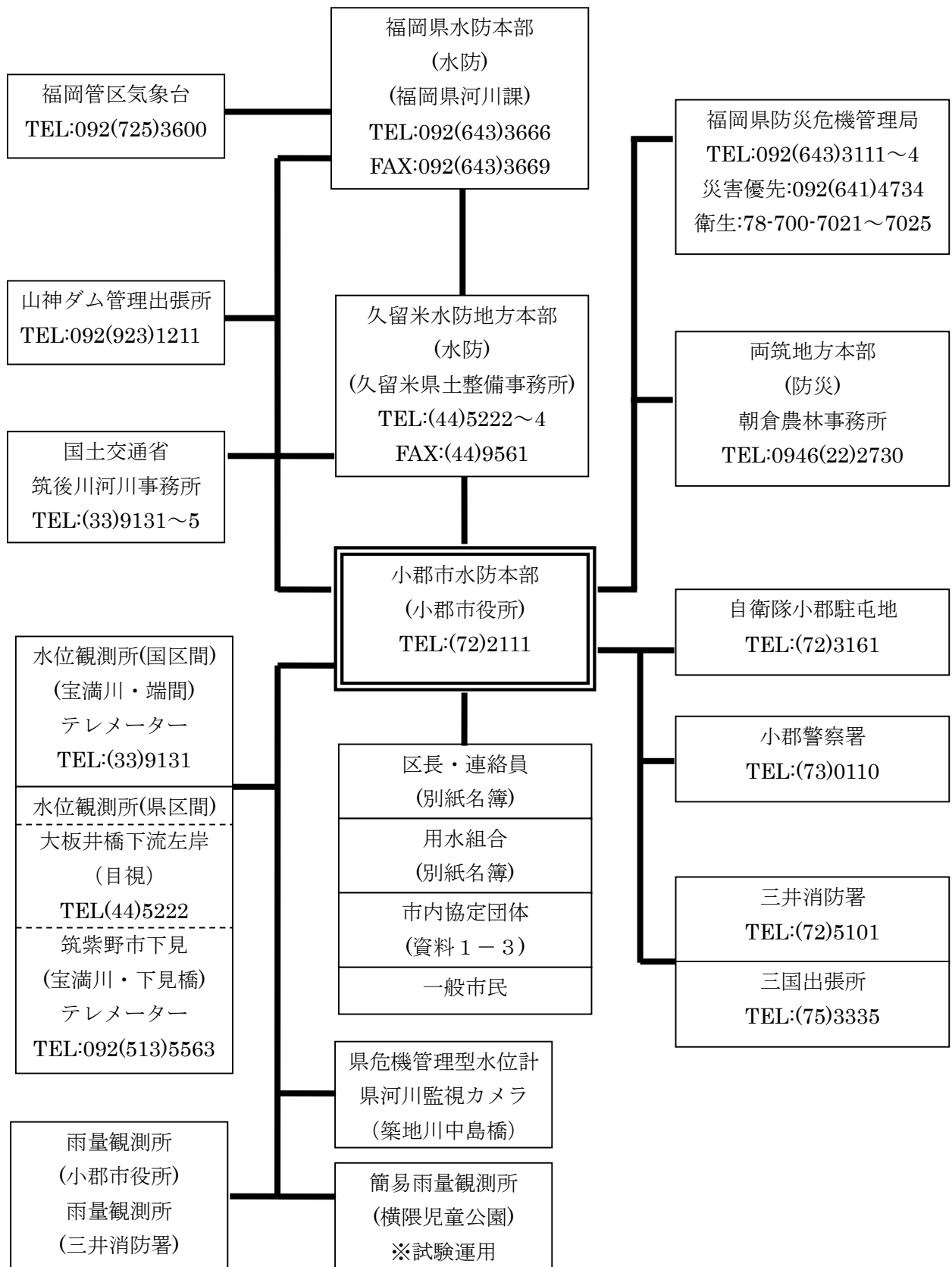
指定管理団体の水防管理者は、次の事態が生じた場合には、速やかに水防本部員を召集し、非常配置体制につかせることとする。なお、水防本部員の召集は、電話・無線・口頭等による連絡、防災メールの配信等をもって行う。

- （１）指定管理団体の水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき
- （２）市内の河川等において治水上の危険が生じたとき
- （３）その他、県水防本部及び県水防地方本部等から指示があったとき

○水防本部員の順守事項

- （１）水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配置体制が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
- （２）水防本部員は、非常配置体制発令後はできる限り外出を避け、自宅にて待機するとともに、常に居場所を明らかにしておくものとする。
- （３）水防本部員の非常配置体制における勤務時間は、交代者と引継ぎを完了するまでとする。
- （４）水防活動に従事する場合は、安全を確保して活動を行うこととする。

水防に関する連絡系統図



第3節 小郡市水防対策準備室の設置

防災安全課長は、気象情報や河川の状況等により、水災への準備が必要であると認めたときは、小郡市水防対策準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

防災安全課長は、準備室設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に準備室の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

（1）降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が強風域に入る可能性があるときで、防災安全課長が特に必要と認めるとき。

（2）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位に達するおそれがあるとき。

2. 設置場所

準備室は、経営政策部防災安全課防災係に置く。

3. 配備体制

名称	責任者	部 課 係 名
水防対策準備室	防災安全課長	防災安全課防災係

4. 事務分掌

水防対策準備室	気象予報・警報等及び河川状況等に関する情報収集を行うとともに、出水あるいは水位の上昇等に応じて直ちに水防活動を開始できるよう待機し、緊急事態に備えるものとする。
---------	--

5. 準備室の廃止

防災安全課長は、本計画に基づく小郡市水防警戒本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、準備室を廃止する。

第4節 小郡市水防警戒本部の設置（災害警戒本部第1配備）

経営政策部長は、警戒活動の必要があると認める場合は、市長の承認を得て必要な水防本部員を召集し、小郡市水防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

経営政策部長は、警戒本部設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に警戒本部の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

- (1) 降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があるときで、経営政策部長が特に必要と認めるとき。
- (2) 宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。

2. 設置場所

警戒本部は、経営政策部防災安全課に置く。

3. 配備体制

警戒本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第1配備）の体制とする。警戒本部は、経営政策部長を本部長とし、警戒本部会議、事務局及び現地活動員を配置する。

【警戒本部会議】

本部長	経営政策部長
各対策班長	環境経済部長、都市建設部長、市民福祉部長、子ども・健康部長、教育部長、副団長
本部事務局	防災安全課長

【配備要員】

班 名	班 長	配備対象課長	配備要員
本部対策班	経営政策部長 (本部長)	防災安全課長(本部事務局)、 総務広報課長、財政課長	20名程度
環境経済班	環境経済部長	生活環境課長、農業振興課長	5名程度
都市建設班	都市建設部長	建設管理課長、下水道課長	10名程度
市民福祉班	市民福祉部長	福祉課長、長寿支援課長、 コミュニティ推進課長	5名程度
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長	2名程度
教育班	教育部長	教務課長	2名程度
消防団班	副団長	—	—

避難所開設要員

災害予測規模・地域に応じた
避難所の開設に必要な職員数
(2名/避難所)

4. 事務分掌

水防警戒 本部会議	水防警戒本部の指揮・総括に関すること 水防警戒本部の設置・廃止に関すること 避難所（別紙1）の開設に関すること
--------------	---

5. 警戒本部の廃止

本部長は、本計画に基づく小郡市水防本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、市長の承認を得て警戒本部を廃止する。

第5節 避難所の開設

小郡市水防本部等は、住民の避難が必要であると認めるときは、全避難所（別紙1）の中から開設する避難所を指定し、必要な要員を配備し、開設するものとする。なお、避難所の開設については「避難所設置・運営マニュアル」によるものとし、住民への避難準備・高齢者等避難開始の発令については、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」、「小郡市水害タイムライン」等によるものとする。

1. 開設基準

- (1) 宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき。
- (2) 台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があり甚大な被害が発生するおそれがあるとき。
- (3) その他水防警戒本部長等が避難所の開設が必要と判断したとき。

2. 避難所体制

- (1) 各避難所の要員は2名以上とする。
- (2) 台風災害においては台風時指定避難所を開設する。
- (3) その他の災害においては必要に応じて開設する避難所を指定する。

3. 事務分掌

- (1) 避難所を開設した際は、避難所の開設に係る情報を、防災行政無線による放送、区長等への連絡、広報車・ポンプ車での巡回広報、防災メール等の配信等により速やかに市民に伝達するものとする。
- (2) 避難所を開設した際は、速やかに施設管理者に連絡を行うものとする。
- (3) 避難所要員は、避難者及び避難所施設に係る情報を随時水防本部等に報告を行うとともに、避難所において被害が発生した場合は、速やかに必要な安全上の措置を行い、水防本部等に連絡するものとする。

4. 避難所の閉鎖

小郡市水防本部等は、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは避難所を閉鎖する。

第6節 小郡市水防本部の設置（災害警戒本部第2配備）

市長は、気象状況又は水位状況等により警戒本部では対処できない場合は、小郡市水防本部（以下、「水防本部」という。）を設置する。

市長は、水防本部設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に水防本部の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

- （1）降雨時、梅雨期及び台風接近時等に小郡市において大雨特別警報が発表されたとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。
- （2）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき。

2. 設置場所

水防本部は、経営政策部防災安全課防災係に置く。

3. 配備体制

水防本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第2配備）の体制とする。この場合において、水防本部会議を置き、水防本部の本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、消防団長とし、本部事務局は防災安全課長とする。

【水防本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	経営政策部長、環境経済部長、都市建設部長、市民福祉部長、子ども・健康部長、教育部長、
本部事務局	防災安全課長

※事務分掌は水防警戒本部会議と同様とする。

【配備要員】配備要員数等は、班長の裁量で弾力的に運用

班 名	班 長	配備対象課長	配備要員数
本部対策班	経営政策部長	防災安全課長（本部事務局）、総務広報課長、財政課長、人事法制課長	30 名程度
環境経済班	環境経済部長	生活環境課長、農業振興課長	15 名程度
都市建設班	都市建設部長	建設管理課長、下水道課長	25 名程度
市民福祉班	市民福祉部長	福祉課長、長寿支援課長、 コミュニティ推進課長	20 名程度
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長、子ども育成課長	10 名程度
教育班	教育部長	教務課長、生涯学習課長	10 名程度
消防団班	副団長	—	—

避難所開設要員
災害予測規模・地域に応じた 避難所の開設に必要な職員数 （2 名／避難所）

4. 水防本部の所掌事務

本部対策班	○災害対策本部の設置・廃止に関する事。 ○災害救助法の適用に関する事。 ○災害応急対策の総合調整（各対策班への事務割当て等）に関する事。 ○気象情報及び被害状況の収集に関する事。 ○気象情報等に基づく、避難情報の発令・解除について本部長等の補佐に関する事。 ○県、防災会議及び関係機関・団体との連絡に関する事。 ○災害対策本部内における情報共有に関する事。 ○自衛隊の派遣要請、隣接等自治体及び協力機関への応援要請に関する事。 ○対策本部会議の開催に関する事。 ○対策本部の庶務に関する事。 ○水防団（消防団）の運用に関する事。 ○災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事。 ○各対策班への応援に係る職員の動員に関する事。 ○災害の応急費、災害対策本部等の予算措置及び出納に関する事。 ○市有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 ○災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 ○緊急輸送車両の借り上げ、運用等に関する事。 ○各種気象情報及び災害発生状況について住民への普及・広報に関する事。 ○災害状況の映像等各種記録、報道機関に対する広報に関する事。 ○復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関する事。 ○物資集配拠点の管理・運営に関する事。 ○救援物資等の避難所等への輸送に関する事。 ○他の機関等の受援・応援に係る連絡調整に関する事。 ○班内連絡調整に関する事及び他の対策班の所管に属さない事。 ○その他本部長が指示する事。
-------	---

環境経済班	○被災による市税の猶予及び減免に関すること。 ○罹災証明書の受付・発行等窓口業務に関すること。 ○農作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ため池の巡視及び水位の把握に関すること。 ○農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 ○家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること。 ○林業の被害調査及び災害対策に関すること。 ○病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 ○工場、事業所、商工業者の被害調査及び災害対策に関すること。 ○処理施設（グリーンヒル宝満及び両筑苑）の被害調査等に関すること。 ○処理運搬業者の被害調査に関すること。 ○災害時における給水に関すること（三井水道企業団との連絡調整）。 ○遺体の埋火葬、処理に関すること。 ○犬、猫、ペット等の対応処理に関すること。 ○災害廃棄物（片づけごみ、避難所ごみ）の収集・運搬・処分に関すること。 ○災害廃棄物発生量の推計に関すること。 ○仮置場の確保、設置、管理・運営に関すること。 ○損害家屋等の処分方法に関すること。 ○し尿の収集・運搬・処理に関すること。 ○仮設トイレ等の確保、設置、管理に関すること。 ○農業、事業者等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。 ○住宅等建築物の被害調査に関すること。 ○被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。
-------	---

都市建設班	○災害時の交通情報の収集及び交通規制に関すること。 ○道路障害物の除去に関すること。 ○河川等の巡視及び水位の把握に関すること。 ○土木関係業者等との連絡調整に関すること。 ○避難場所としての公園等の開放及び管理運営に関すること。 ○道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 ○河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 ○市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 ○災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。 ○応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること。 ○応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること。 ○応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること。 ○応急仮設住宅入居者の相談に関すること。 ○下水道の施設管理に関すること。 ○関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。 ○被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ○宅地の危険度判定に関すること。 ○応急危険度判定士、宅地危険度判定士の受入れに関すること。 ○被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること。 ○倒壊建築物等の解体撤去に関する申請受付及び相談に関すること。 ○道路、橋、下水道等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。
-------	---

市民福祉班	○避難情報等の行政区長、民生委員・児童委員への情報提供に関する事。 ○コミュニティセンター及び自治公民館の被害調査、災害対策に関する事。 ○高齢者施設、障がい者施設、介護保健サービス事業所等の被害調査及び災害対策に関する事。 ○避難所の開設及び避難者数の把握等に関する事。 ○コミュニティセンター利用者の避難及び救護に関する事。 ○救助用食料及び物資器材の要求量調査に関する事。 ○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関する事。 ○被災者に対する生活保護等の適用及び災害弔慰金・見舞金等各種支援金の支給・貸付に関する事。 ○義援金の受付、保管及び配分に関する事。 ○避難行動要支援者の支援に関する事。 ○福祉避難所の開設、運営及び支援に関する事。 ○公民館等に自主避難場所を開設することについての協力に関する事。 ○ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関する事。 ○ボランティア全般の受入数及び活動内容の把握に関する事。 ○避難所及び福祉避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関する事。 ○日本赤十字社等社会団体、民間団体等との連絡調整に関する事。 ○国民健康保険税の減免に関する事。 ○保険給付費の一部負担金減免に関する事。 ○後期高齢者医療保険料の減免に関する事。 ○後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関する事。 ○国民年金保険料の災害減免に関する事。 ○介護保険に関する窓口相談業務／災害特例介護サービス給付に関する事。 ○民間福祉避難所との連絡・調整に関する事。 ○被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関する事。 ○介護保険料の賦課及び徴収に関する事（災害減免）。 ○高齢者・障害者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関する事。 ○避難行動要支援者（高齢者見守り支援台帳）安否確認、情報伝達、民生委員等との連携に関する事。 ○在宅生活支援サービス（配食・緊急通報等）に関する事。 ○要援護者に対する生活支援及び保健指導に関する事。 ○要援護者に対する養護老人ホーム入所措置の決定に関する事。 ○行旅死亡人等の火葬応援体制に関する事。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関する事。 ○班内連絡調整に関する事。 ○その他本部長が指示する事。
-------	---

子ども・健康班	○市立保育所・幼稚園・学童の閉所（園）・開所（園）及び保育等の再開の判断に関すること。 ○保育所・幼稚園・児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○乳幼児、園児、学童児の避難に関すること。 ○災害による負傷者の救護・応急対策に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の要求量調査に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること ○園児・学童児に対する被害状況の把握に関すること。 ○被災園児に対する保育及び保健管理に関すること。 ○避難者の保健管理に関すること。 ○応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関すること。 ○医療に係る関係団体等の増援に関すること。 ○伝染病の発生予防に関すること。 ○病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 ○医療・健康に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 ○市内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が支持すること。
教育班	○教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○教育関係施設に避難場所を開設することについての協力に関すること。 ○児童、生徒に対する被害状況の把握に関すること。 ○被災児童、生徒に対する授業及び保健管理に関すること。 ○避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 ○災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 ○教育関係施設、社会教育関係施設に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 ○仮設住宅に入居する児童・生徒の教育支援に関すること。 ○学校給食施設を使用した炊出しへの協力に関すること。 ○施設を含む市内文化財の被害調査・応急対応に関すること。 ○文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 ○復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。

消防団班	○消防及び水防活動に関すること。 ○被災者の避難誘導、救出救護に関すること。 ○行方不明者の捜索に関すること。 ○災害等の巡視及び警戒に関すること。 ○避難情報等の伝達に関すること。
三井水道企業団	○水道等の被害調査及び災害対策に関すること。 ○災害時における水質検査に関すること。 ○災害時における給水に関すること。 ○災害時における給水装置の修理に関すること。
三井消防署	○災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。 ○被害の警戒及び防御に関すること。 ○被災者の救助、救急に関すること。 ○避難者の誘導に関すること ○その他災害対応に関すること。

5. 現地対策本部

本部長は、災害現場において水防本部の所掌事務の一部を行うための応急活動拠点を設置する必要がある場合は、現地対策本部を設置する。

- (1) 現地対策本部の責任者は、副本部長（副市長。副市長が不在の場合は市長が任命する者）とする。
- (2) 現地対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

6. 水防本部の廃止

本部長は、小郡市地域防災計画に定める災害対策本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、水防本部を廃止する。

第3章 水防活動

第1節 河川等の巡視及び報告

指定管理団体及び水防団等は、相互の密接な協力のもとに河川、堤防、水門、樋門等の巡視を実施し、水防活動の必要性等の把握に努め、異常等を発見した際は速やかに報告するものとする。

特に水防上警戒及び巡視を要する箇所は、災害危険箇所（別紙2）及び重要水防箇所（別紙3）とする。また、水防本部における各対策班の水防受け持ち区域は、別紙4のとおりとする。

第2節 水防警報等の発令

1. 水防警報の発令

国土交通大臣及び福岡県知事は、洪水等によって災害が起きるおそれがあるときは、法第16条第1項の規定により水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告する。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が行う水防警報及び指定河川は、以下のとおりである。

2. 避難判断水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣及び福岡県知事は、法第13条第2項の規定により、河川の水位が避難判断水位に到達した場合は、避難判断水位到達情報を通知するとともに関係住民への周知を図るものとする。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が避難判断水位到達情報の通知及び周知を行う指定河川は、以下のとおりである。

○県知事が行う水防警報

種 類	発令基準
第一段階 待 機	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき。
第二段階 準 備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。
第三段階 出 動	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあると思われるとき。
第四段階 解 除	氾濫注意水位以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき。

○県知事が水防警報を行う河川

地方本部	河川名	区 間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理 団体
那 珂	宝満川	県管理区間全区間	下見橋	2.30 2.68 3.29	筑紫野市、筑前 町（朝倉）、小 郡市（久留米）
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	4.69 5.56 6.11	久留米市、小郡 市、大刀洗町
朝 倉	小石原川	江川ダム～直轄区間 との境	新甘木橋	1.41 1.79 2.20	朝倉市、筑前 町、大刀洗町 （久留米）

○水防警報の種類、内容及び発令基準

種 類	内 容	発令基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越え、なお上昇の見込みがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、すでに氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

○国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	河川事務所	対象量水標	水防団待機水位 氾濫注意水位	摘要
-----	-------	-------	-------------------	----

			避難判断水位 氾濫危険水位	
筑後川 幹 川	筑後川河川事務所	片ノ瀬	5.40 6.70 7.80 8.50	
		端間	2.40 3.60 4.00 4.65	宝満川

第3節 水防信号及び水防標識

1. 水防信号

法第20条の規定により、福岡県知事の定める水防信号は以下のとおりである。

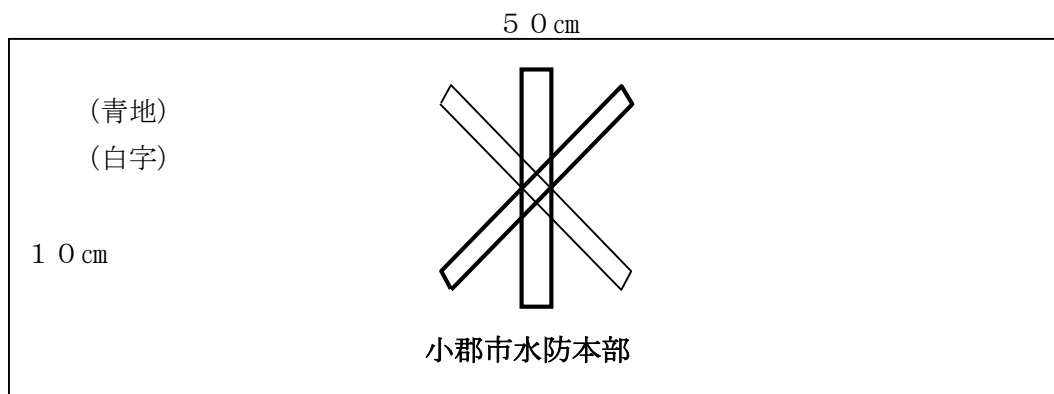
種類	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知らせる	○休止 ○休止 ○休止	(約5秒)(約15秒)(約5秒) (約15秒)(約5秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動するべきことを知らせる	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	(約5秒)(約6秒)(約5秒) (約6秒)(約5秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第三信号	区域内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○— ○	(約10秒)(約5秒)(約10秒) (約5秒)(約10秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第四信号	必要と認める区域内的の居住者に避難すべきことを知らせる	乱 打	(約1分)(約5秒)(約1分) ○— 休止 ○—

1. 信号は適宜時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

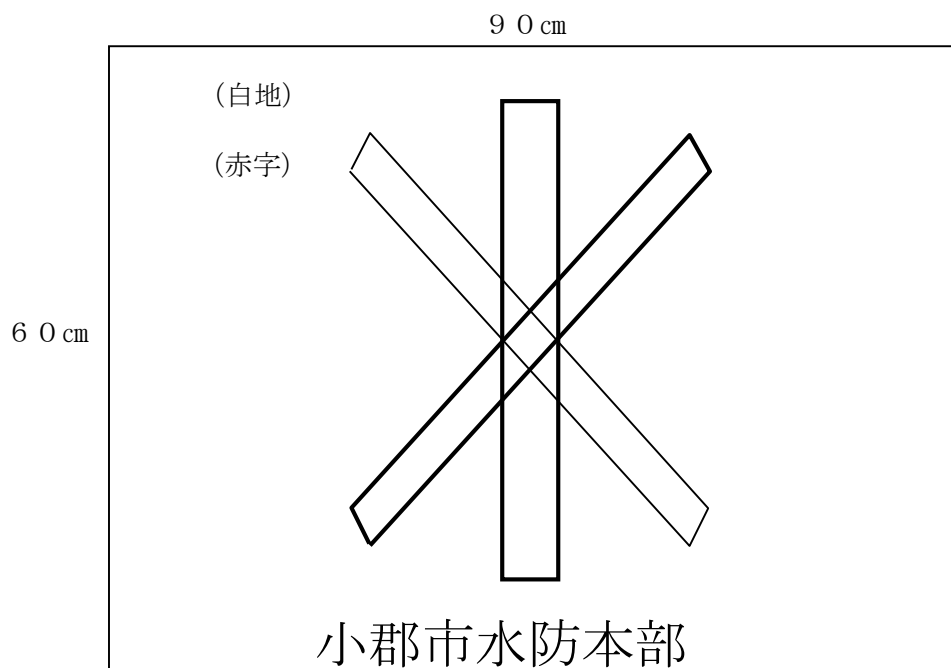
2. 水防標識

(1) 緊急通行標識

水防本部員が出動するときは、標識として腕章を付けるものとする。ただし、緊急の場合は職員の職員証をもって代えることができる。



(2) 優先通行車両標識



第4節 避難勧告等の発令

指定管理団体の水防管理者は、洪水等によって災害が起きる可能性が高まり、住民による避難行動を開始しなければならないときは、その被害が発生する危険性の段階に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令するものとする。なお、住民への避難勧告等の発令については、「小郡市避難勧告等の発令・伝達マニュアル」、「小郡市水害タイムライン」等によるものとする。

第5節 市内協力団体との連携

指定管理団体の水防管理者は、市内の各業種団体等と水防に関する基本的な事項について基本協定を締結し、水災時の水防活動における協力体制を確立するとともに、市内の各協定団体と連携を図りながら水防対策を実施していくものとする。

第6節 水位の確認及び雨量の通報

水防本部員は、ウェブ配信等される河川の水位等や雨量の確認を定期的に行い、河川状況等を把握するとともに、必要に応じて市民に対して情報提供するものとする。また、雨量観測員は、水災の恐れがある場合には、雨量の観測値、河川の状況、気象状況等を速やかに水防本部等に通報しなければならない。

1. 水位の基準等

○国土交通省直轄河川（水位）

（テレメーター等による観測）

河川名	観測所	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	堤防 設計	確認手段	連絡先
筑後川	片ノ瀬	5.4m	6.7m	7.8m	8.5m	12.82m	ウェブ配信	筑後川河川事務所 33-9131
宝満川	端 間	2.4m	3.6m	4.00m	4.65m	6.05m	ウェブ配信	

○県営河川（水位）

（テレメーター等による観測）

河川名	観測所	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	確認手段	連絡先
宝満川	下見橋	2.3m	2.68 m	2.93m	3.29 m	ウェブ配信	那珂県土整備 092-513-5561
宝珠川	原田橋	—	—	—	—	ウェブ配信	
築地川	中島橋	—	—	—	—	ウェブ配信	久留米県土整備 0942-44-5222
草場川	久光橋	—	—	—	—	ウェブ配信	朝倉県土整備 0946-22-3910

2. 雨量の観測所及び通報

雨量観測所	雨量観測要領
小郡市役所	指定された雨量観測員（松下純也）による観測・報告
三井消防署	観測値の随時確認
横隈児童公園	ウェブ配信

(1) 雨量の通報

市の雨量観測員は、雨が降り始めてから 50 mm に達したときは、その時刻と降り始めた時刻を水防本部等及び関係機関等へ通報するものとし、その後は毎時の観測値を通報するものとする。

(2) 記録及び報告

市の雨量観測員は、雨量（午前 9 時～翌日午前 9 時）、最大時間雨量、連続雨量等について記録し、必要に応じ水防本部及び関係機関等に報告するものとする。

第 7 節 水防活動報告

水防本部員及び関係機関等は、水防活動の活動報告を求められた時、又は、その活動が終了した後 2 日以内に水防活動実施報告書（別紙 5）により報告しなければならない。

第 8 節 公共施設の被害状況報告

市内の公の施設の管理者は、水災により当該施設が被害を受けた場合は、事態終息を伴う本部等廃止後 7 日以内に被害状況及び復旧の目途等を財政課に報告しなければならない。また、財政課は各施設の管理者からの報告内容を集約し防災安全課に報告しなければならない。

第4章 水防資機材等

第1節 水防倉庫及び水防資機材

各水防倉庫における水防資機材の備蓄状況は別紙6のとおりとする。

第2節 水防資機材の調達

水災時の水防資機材の調達は、別紙7の災害時における物資供給の協力に関する協定を締結している水防資材取扱い業者において行うものとする。ただし、緊急を要する場合や特殊資材を調達する場合はこの限りでない。

第5章 水防訓練

第1節 水防訓練の実施

法第32条の2の規定に基づき、水防団の水防技術の習得・向上により、市の水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的として、毎年水防訓練を実施するものとする。

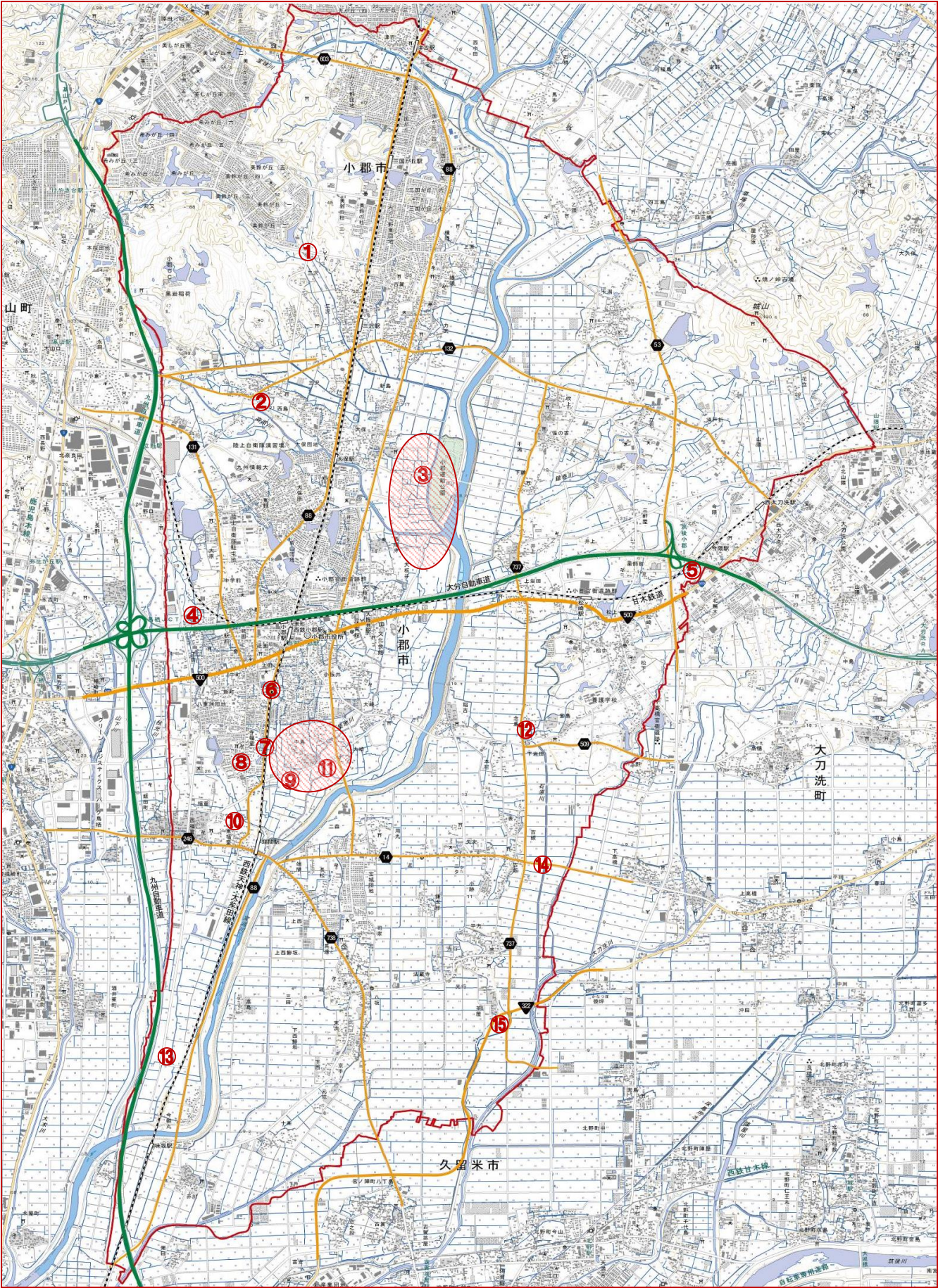
【指定避難所一覧】

指定避難所											※台風 (強風域)
No.	避難所等		住所	電話番号	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	内水氾濫	台風	
1	1のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	75-7011	430	○	○	○	○	○	
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	75-3820	530	○	○	○	○		
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	75-1211	720	○	○	○	○		
4	三国校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢4196-1	75-3392	130	○	○	○	○	○	
5	三国小学校	体育館	力武1012	75-2312	430	○	○	○	○		
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	73-1780	390	○		○	○		
7	東野校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢83-1	75-7066	270	○		○	○	○	
8	大原小学校	体育館	大保1394	72-5500	390	○		○	○		
9	大原中学校	体育館	小郡772	72-2027	610	○		○	○	○	
10	小郡市生涯学習センター(福祉)	ホール	大坂井1180-1	72-2111(内線523)	500			○		○	
11	小郡小学校	体育館	小坂井288	72-3044	480	○		○	○		
12	大崎教育集会所	和室(1階)	稲吉1338-8	72-9738	75					○	
13	小郡中学校	体育館	寺福668	72-1103	480	○		○	○		
14	小郡校区コミュニティセンター	和室(1階)	寺福859-51	72-2846	150	○		○	○	○	
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	73-1881	100			○		○	
16	立石校区コミュニティセンター	和室(1階)	干潟2056-1	73-2768	130			○		○	
17	立石小学校	体育館	吹上988-2	72-2543	420	○		○	○		
18	立石中学校	体育館	吹上1045	72-2603	430	○		○	○		
19	三井高等学校	体育館	松崎650	72-2161	590	○		○	○		
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	72-8190	80					○	
21	御原校区コミュニティセンター	和室(1階)	稲吉437-11	72-9038	130			○		○	
22	ニタ集会所	和室(1階)	ニタ1451	73-4393	60					○	
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	ニタ316	72-2711	300	○		○	○		
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	72-2417	450	○		○	○	○	
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	72-2406	300	○		○	○		
26	味坂校区コミュニティセンター	和室(1階)	下西修坂253-1	73-3858	130			○		○	
27	小郡市総合保健福祉センター(福祉)	多目的ホール 交流プラザ	二森1167-1	72-6666	270			○			
28	大原校区コミュニティセンター	和室	大保1465-1	42-6710	160	○		○	○	○	

※台風(強風域)については、小郡市が暴風域に入らないが強風域に入り、かつ、避難所を開設する必要があると特に認める場合にのみ開設するものとする。

災害危険箇所一覧

番号	名 称	所 在 地	被害予想	備考
①		三沢 3678-1 付近 (中村自動車の交差点周辺)	道路冠水	
②	県道本郷・基山停車場線	三沢 1117-2 付近	道路冠水	
③	小郡運動公園南西側一帯	大保 444 付近	道路冠水 田畑冠水	商工企業立地課へ 連絡(伊ノ小郡等) すばる保育園 こぐま学園
④		博運社から 野口集落までの農道	道路冠水	
⑤		山隈 2-1 付近	道路冠水	
⑥	県道久留米小郡線	稲吉 1372-1 付近 (草場整骨院付近)	道路冠水	大崎保育所
⑦	県道久留米小郡線	寺福童 409-1 付近	道路冠水	
⑧		寺福童 1011-1 付近 (ヒデ美容室周辺)	道路冠水	水路が溢れる
⑨	小郡・大崎 3208 号線	大崎 738-1 付近	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	長寿支援課へ連絡 近隣施設 めぐみ苑 0942-23-8838
⑩	県道久留米小郡線	寺福童 30-1 付近	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	
⑪	市道横隈・大崎 8 号線	大崎 312-5 付近 (七夕神社西交差点周辺)	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	
⑫	県道吹上・北野線	下岩田交差点 北 200m 付近	道路冠水 田畑冠水	
⑬	市道東福童線	福童 1797-4 付近	道路冠水 田畑冠水	
⑭	鳥栖朝倉線	古飯東交差点東側	道路冠水 田畑冠水	御原保育所
⑮	県道吹上北野線	平方陸橋南側	道路冠水 田畑冠水	



重要水防箇所

区分	河川・ ため池名	左右 岸	延長 貯水量	位 置		種 類
ラン ク B	宝満川(国)	右岸	600m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B、基礎地盤漏水 B
	宝満川(国)	右岸	800m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B
防 災 重 点 た め 池	松ヶ浦(上)堤	—	6,800 m ³	津古		
	松ヶ浦(下)堤	—	7,800 m ³	津古		
	渕田堤	—	36,300 m ³	津古		
	影堤	—	37,800 m ³	津古		
	光田堤	—	17,100 m ³	三国が丘		
	井の浦堤	—	39,000 m ³	三国が丘		
	伊勢浦堤	—	100,000 m ³	三沢		
	山路堤	—	4,900 m ³	三沢		
	立石堤	—	26,100 m ³	三沢		
	本堤	—	43,100 m ³	三沢		
	新堤	—	36,200 m ³	三沢		
	向山堤	—	43,000 m ³	大保		
	境石堤	—	17,300 m ³	乙隈		
	且田ヶ浦堤	—	49,000 m ³	干潟		
	西下堤	—	4,300 m ³	山隈		
	西上堤	—	11,900 m ³	山隈		
	城山(上)堤	—	16,100 m ³	山隈		
	赤土堤	—	20,600 m ³	井上		
	弥八郎堤	—	6,500 m ³	山隈		
	組坂堤	—	5,400 m ³	下岩田		
	大板井(上)堤	—	8,800 m ³	大板井		
	大板井(下)堤	—	47,000 m ³	大板井		
	若山堤	—	53,500 m ³	小郡		
	野口(小)堤	—	6,100 m ³	小郡		
	野口(上)堤	—	77,100 m ³	小郡		
	野口(中)堤	—	16,000 m ³	小郡		
	野口(下)堤	—	9,200 m ³	小郡		
	山添堤	—	12,700 m ³	寺福童		
	柿添堤	—	12,600 m ³	寺福童		
	内畑堤	—	4,200 m ³	寺福童		

水防班員の水防受け持ち区域

担当班	責 任 者	受 持 区 域
都市建設班	都市建設部長	中小河川、 下水道等（雨水・汚水）関連施設
環境経済班	環境経済部長	農業用ため池、井堰、排水路 生活環境関連
市民福祉班	市民福祉部長	避難行動要支援者関連施設、避難所施設
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園関連施設
教育班	教育部長	教育関係施設
消防団班	消防団副団長	宝満川
第 1 分団	第 1 分団長	〃 大板井橋下流右岸 ～端間橋下流右岸
第 2 分団	第 2 分団長	〃 〃 上流右岸
第 3 分団	第 3 分団長	〃 〃 〃 左岸
第 4 分団	第 4 分団長	〃 〃 ～端間橋間左岸
第 5 分団	第 5 分団長	〃 端間橋下流左岸
第 6 分団	第 6 分団長	〃 大板井橋上流右岸
第 7 分団	第 7 分団長	〃 〃
第 8 分団	第 8 分団長	〃 大板井橋上流右岸

水防活動実施報告書

第 _____ 報

報告時間 月 日 時 分

対策班名

災害の概要	※発生場所・発生日時・状況等								
	死傷者	死 者	人	負傷者	人	不 明	人	計	人
被害の状況	住 家	全壊棟	棟	半壊棟	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟
	※その他特記事項								
災害・被害の対応状況	※上記災害・被害に対する対応・対策等								
避難所の状況	※避難所の避難世帯数・避難人員や状況等								
その他報告									

水防資機材等の備蓄状況

(R 1 年 12 月現在)

	力 武	大板井	端 間	団倉庫	合 計
土のう袋	4,000	3,600	8,600	200	16,400
スコップ	38	35	32	8	113
かけや	15	12	9		36
ハンマー	11	10	9		30
ツルハシ	6	5	5		16
鋸	3	4	9		16
竹きり鋸	2	2	2		6
草刈鎌	5	15	4		24
ナタ	2	5	9		16
斧	2	2	4		8
バール	2	2	2		6
ペンチ	5	4	5		14
ロープ (トラ 100m)	6	6	6	2	20
木杭	279	50	40		369
鉄杭				35	35
針金	5	3	3	3	14
縄玉	10	3	0		13
一輪車	3	3	4		10
ビニールシート	19	16	12	5	52
むしろ	420	0	0		420
カラーコーン				60	60
カラーバー				60	60
防災ボート (FRP製)	1	1	1		3
船検用品セット	1	1	1		3
排水ポンプ	1	1	1		3

市役所（水防本部） 防災倉庫

資 機 材	保有数
資機材保管庫	1
ハンドメガホン	16
懐中電灯	20
ヘルメット	136
緊急破壊工具（斧）	10
バール	9
のこぎり	9
ボルトクリッパー	8
トラロープ	9
災害用救急箱	3
伸縮脚付 はしご兼用脚立	1
防水シート	6
発電機	1
ガソリン携行缶	3
防災用投光器	5

資 機 材	保有数
作業灯	1
コードリール	5
車椅子	1
リヤカー	1
担架	1
ウォシャブルタンク	5
救助資機材セット	3
大型救急箱	1
毛布	20
七タロール （6ロール×8個）	1
おりひめティッシュ （5箱×10個）	1
簡易トイレ（グリーンイレ）	50
防塵マスク	68
防護ゴーグル	1
土のう袋	200

災害時における物資供給の協力に関する協定の締結先

事業者名	所在地名	連絡先	備 考
三井・小郡地区防災協会	小郡市	72-5101	
イオン九州(株)	福岡市	41-7100	小郡支店
NPO コメリ 災害対策センター	新潟市	025-371-4185	九州物流センター (大牟田市)
株式会社ナガワ	東京都	092-717-2666	福岡営業所
みい農業協同組合	小郡市	72-2141	
株式会社アクティオ	福岡市	82-7633	鳥栖営業所
株式会社ゼンリン	福岡市	092-281-7177	九州第一エリア統括部
株式会社グッデイ	福岡市	092-691-5633	
株式会社イデックス リテール福岡	福岡市	092-291-4008	セルフ小郡中央SS
株式会社九州むらせ	熊本市	0942-73-6685	福岡本部